

なぜ高い 国民年金保険料



国民年金保険料を納めなくても年金を受けている人もいるのに、私はなぜ納めなければならないか。保険料は、なぜ年々高くなるのか。

要望・疑問に答える



福祉年金は例外

初めに、保険料はなぜ納めなければならないか。このことは、ご承知の生命保険、自動車の自賠責保険等と同じように、国民年金も保険料を納めた人が年金を受けられるという制度だからです。

ただ生命保険等と違う点は、

国民年金は、国民年金法という、国の法律で運営され、20歳になつたら必ず加入して保険料を納めなければならないという、規制があるということです。



年金は、世代と世代を思いやりの心で結びます

次になぜ年々高くなるかといふことで、国民年金制度は働く世代が保険料を出し合いそれを財源として、お年寄りの

世代に年金を支給し、老後の生活の安定を図るに自分が年をとったときには、そのときの働ける世代からの保険料を財源とした年金を受けるというよう、世代ごとに順送りに助け合っていくしくみになっています。

また、年金額は、その時代の

わが国は、急速に高齢化社会を迎えるとしています。年金を支える加入者が少なく支えられる受給者が多くなり、加入者に大きな負担がかかってくることになります。

そこで、現役世代と年金を受けとる老齢世代のバランスを図り、長く安定した

物価に見合ったものでないと価値がありませんので、前年の消費物価に比例して変更されま。過去の保険料額と支給された年金額との推移は、表1のようになり、年金額が上るに従って保険料が高くなっていることがわかります。

高齢化社会に備えて

年金制度にするため、今回の改正が行なわれたのです。若い元気な時は、無関心でもよいでしょうが、誰もが老後を迎えるということ、突然予想もない事故やケガに見舞われるということに自分を置き換えて、非常事態に年金が受けられるよう、保険料の納め忘れがないか、常に心がけることが大切です。

〔表1〕 国民年金保険料と年金額の推移

保険料納付期間	保険料(年額)	年金額(年額)
昭和41年12月以前	35歳未満 1,200円 35歳以上 1,800円	24,000円
昭和45年7月～昭和47年6月	5,400円	96,000円
昭和50年1月～昭和51年3月	13,200円	339,600円
昭和58年4月～昭和59年3月	69,960円	565,500円
昭和59年4月～昭和60年3月	74,640円	576,700円

例外として、明治44年4月1日以前に生まれた方は、保険料を納めなくても年金が受けられます。これは、老齢福祉年金と